公益財団法人ジュニアゴルファー育成財団
2027 年度団体助成金　募集要項

≪ 交付対象 ≫

(1) ジュニアゴルファーの育成に関する事業を積極的に実施している団体とします。

(2) 対象とする団体は以下の要件を満たすものとします。

ア．団体の目的・運営等に関する文書化されたルールを有すること

イ．団体の意志を決定し執行する組織が存在していること

ウ．団体として入出金の適正な記録を管理していること

エ．団体活動を管理している代表者がおり、代表者の住所・氏名・その連絡先が明確であること

≪ 対象となる事業費 ≫

原則として、我が国におけるジュニアゴルファー育成に必要な経費が対象になります。例えば、プレー代、遠征費、コース使用料、旅費交通費、消耗品費、通信運搬費、用具費、講師・競技委員等への謝礼、会場設営費、施設利用代、企画運営委託費、スタッフ人件費　等です。

≪ 選考基準 ≫

■ 過去に多大な実績と経験があり、現在のジュニアゴルファー育成の実情と今後の事業計画を考慮して、申請応募事業がジュニアゴルファー育成に多大なる貢献が期待される事業であること

■ 過去に実績と経験がないが、現在のジュニアゴルファー育成の実情と今後の事業計画を考慮して、申請応募事業がジュニアゴルファー育成に貢献が期待される事業であること

≪ 交付金額 ≫

予算に従って選考委員会及び理事会が審議・決定いたします。
助成金額は上限 200 万円とします。

≪ 申請手続 ≫

助成金交付申請書（指定書式）に、対象団体であることを証明する書類（団体の目的及び運営等に関するルール、並びに団体の商業登記謄本写し等）を添付して、当財団事務局（下記問合せ先）へ申請してください。なお、申請書類は返却いたしません。

≪ 対象期間、申請期限及び交付決定 ≫

対象期間：2027 年 4 月 1 日 ～ 2028 年 3 月 31 日までの期間で開始し、
2028 年 3 月 31 日までに終了する活動

申請期間：2026 年 11 月 2 日から 2027 年 1 月 15 日（当日消印有効）

交付決定：2027 年 4 月上旬（予定）

支給時期：2027 年 5 月上旬（予定）

≪ 審査と結果通知 ≫

当財団の選考委員会及び理事会で審査のうえ、申請団体に合否の通知を行います。

≪ 中間報告及び事業完了報告 ≫

- 2027 年 10 月 31 日までに、助成事業中間報告書（指定書式）により助成事業の経過報告を行って下さい。
- 報告書ならびに添付書類については返却いたしません。

■ 助成事業完了報告書には、活動が分かる写真（画像データ含む）も提出してください。
その写真は当財団がジュニアゴルファー育成事業活動の広報の為にホームページ、印刷物等に使用する事を参加者及び関係者（親御様含む）の承諾を得たものとしてください。

■ 中間報告書の提出期限（10 月末日）までに、年間の事業が終了した（助成金を全て使用した）際には、中間報告書（指定書式）を省略する事が可能です。
その際は年 1 回の報告となります。

■ 助成事業完了報告書（指定書式）の提出がない場合は、給付済み助成金の返還を求める事があります。更に、次年度の申請資格を喪失します。

■ 助成事業完了報告書の提出をもって今年度の助成事業は終了いたします。

≪ 助成金の経理 ≫

助成金を受けた団体は、助成事業についての入出金簿を作り、他の入出金と区別して助成事業の入出金を記録し、その支出内容を証明する書類を整備しておいてください。

≪ その他 ≫

(1) 申請書類上の個人情報は、助成金審査及び審査結果の連絡に使用し、その他の目的に使用される事はありません。また、助成団体に決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページ等で団体名・事業名を公表します。

(2) 助成団体に決定し、助成事業を完了の上、助成事業完了報告書を提出する際には活動が分かる写真（画像データ含む）を提出すること。
その写真は当財団がジュニアゴルファー育成事業活動の広報の為にホームページ、印刷物等に使用する事を参加者及び関係者（親御様含む）の承諾を得るものとします。

≪ 問合せ先 ≫

公益財団法人ジュニアゴルファー育成財団　事務局
〒110-0015　東京都台東区東上野 1-14-7
TEL：03-5812-0562　/　FAX：03-3839-3672
E-Mail：info@jgolf.or.jp　/　ホームページ：http://jgolf.or.jp